

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(VII－3－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	戦傷病者、戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと(施策目標Ⅶ－3－1) 基本目標Ⅶ:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉のサービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標3:戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと		担当 部局名	社会・援護局援護・業務課 社会・援護局援護企画課 社会・援護局事業課 社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	作成責任者名	援護・業務課長 阿部 一貴 援護企画課長 石塚 哲朗 事業課長 浅見 高嗣 援護企画課中国残留邦人等支援室長 宇口 良子
施策の概要	本施策は、以下を柱に実施している。 1. 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に基づき、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族への援護年金及び弔慰金の支給を始め、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づき、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し療養の給付等の援護を行い、また、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、戦傷病者、戦没者の身近な親族に対し、国として特別の慰藉又は弔慰を表すために特別弔慰金等の支給を行っている。 2. 平成11年3月に開設された昭和館において、戦没者遺児をはじめとする戦没者遺族が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴史的情報を収集し、保存することにより、次世代にその労苦を知る機会を提供している。また、平成18年3月に開設されたしょうけい館において、戦傷病者が戦地で体験した労苦並びに戦傷病者及びその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代に伝えている。 3. 戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、慰霊巡拝、及び慰霊友好親善事業、並びに慰霊碑の適切な維持管理等を実施する。 ・ 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号) 4. 中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立援護を行う。 ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 5. 終戦後に旧陸海軍等から引き継いだ人事関係等資料を適切に整備保管するとともに、これらを活用して履歴証明の発行、恩給請求書類の総務省への進達、抑留者調査と関係遺族へのお知らせを行う。 ・ 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号) ・ 恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号) ・ 捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定(平成3年外務省告示第311号)					
施策を取り巻く現状	1. 戦傷病者、戦没者遺族等への援護 ・ 軍人軍属等のうち公務傷病等により障害の状態となった者や、死亡した軍人軍属等の遺族に対して、国家補償の精神に基づき援護を行っている。 ・ 受給者等の高齢化が進んでいる(援護年金受給者:約1.8千人、平均年齢92.4歳(令和5年度末現在))。 ・ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している。特別弔慰金等の裁定は都道府県に委託しており、国としては、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進している。 ・ 第11回特別弔慰金の請求期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までであり、令和6年3月末現在の請求受付件数は約76.8万件、裁定県処理済み件数は約76.7万件。 2. 次世代への継承 ・ 「昭和館」では、戦中・戦後の国民生活上の労苦を伝える役割、「しょうけい館」では戦傷病者とその家族の労苦を伝える役割を果たしている。 ・ 戦後75年以上が経過して、当時を知る関係者も高齢化していることから、次世代への労苦継承は喫緊の課題となっている。 3. 戦没者の遺骨収集事業、慰霊巡拝等の推進 ・ 先の大戦における海外戦没者(沖縄及び硫黄島を含む。)は約240万人。 ・ 未収容遺骨約112万柱のうち、約 30 万柱が沈没した艦船の遺骨で、約 23 万柱が相手国・地域の事情により収容困難な状況にある。これらを除く約 59 万柱の御遺骨を中心に、現地調査や遺骨収集を推進。 ・ 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号)において、戦没者の遺骨収集が国の責務と位置づけられ、平成28年度から令和11年度までの間を遺骨収集の推進に関する施策の「集中実施期間」とすることとされた。 ・ 収容した戦没者の遺骨のDNA鑑定や遺留品調査等を実施し、身元が特定された場合は遺族へ伝達し、身元が特定できず遺族に引き渡すことのできない遺骨は千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨。 ・ 遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施。また、慰霊碑について、経年劣化等により補修が必要となった場合は補修工事を実施するなど、維持管理等を実施。 4. 中国残留邦人等への支援 ・ 永住帰国した中国残留邦人等の自立を支援するため、地域の実情に応じて、医療機関で受診する場合に通訳を行う自立支援通訳や日常生活の諸問題に関する相談等に応じ必要な援助を行う自立指導員の派遣、日本語の習得や維持のほか、地域での孤立防止を目的とした高齢者向けの「日本語交流サロン」等を実施。 ・ 中国残留邦人等の平均年齢は後期高齢者に達し、高齢化に伴い医療や介護サービスの利用が増加しているが、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用等に不安のある中国残留邦人等が増加しているため、当該高齢化への対応として全国7か所に設置している中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置し、「語りかけボランティア」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を実施。「語りかけボランティア」は、介護事業所等において、介護サービス利用中の中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけ支援を実施。 5. 旧陸海軍関係の恩給進達等の事務 ・ 旧陸海軍軍人・軍属の軍歴は、恩給及び各種共済組合の退職年金への通算対象となるほか、叙勲等の際に軍歴が必要とされる。 ・ 旧陸海軍の人事記録を引き継いだ厚生労働省及び各都道府県は、これら関係者からの請求に応じ、軍歴証明書を発行し、交付している。 ・ 軍人・軍属及びその遺族からの恩給請求について、請求者の退職当時の本籍地を管轄する都道府県から恩給請求書類の送付を受け、必要な審査を行った後、裁定庁である総務省に進達している。 ・ ロシア政府等より提供された名簿等と日本側資料との照合調査を行い、死亡者を特定した場合は、都道府県の協力を得て遺族調査を実施し、提供された名簿等の記載内容を遺族にお知らせしている。 ・ 旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、上記の速やかな対応が求められている。					
施策実現のための課題	1	援護の対象者の高齢化が進む一方、依然として多くの方が援護を受けており、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法等に基づく事務(都道府県へ委託する分を含む)を迅速かつ適切に処理することが課題である。				
	2	戦後75年以上が経過して、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ伝えていくことが課題である。				
	3	戦後75年以上が経過してもなお、いまだ多くの戦没者の遺骨が収集されていないことが課題である。 また、戦没者遺族から戦没者の慰霊追悼の施策の実施を求められている。				
	4	中国残留邦人等には言葉の問題を抱えている方が多く中で、現在高齢化が進んでいる状況にあり、日常生活上の手助けの必要性が増しており、地域における支援の充実が課題である。				
	5	援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明や恩給請求書の内容確認が求められており、国が整備保管する旧陸海軍人事関係等資料を的確に活用し、迅速かつ適切に処理することが課題である。また、抑留中死亡者に関する新たな情報が不足する中、ロシア連邦政府等から取得した資料と整備保管する旧陸海軍人事関係等資料を的確に活用した照合調査の充実が課題である。				

達成目標4について														
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目 標 値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
			基準年度		目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
10	中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数(件) (アウトプット)	-	-	前年度実績に支援給付受給世帯数の増減率を乗じた件数以上	毎年度	前年度の97%(20,464件)以上	前年度の96%(17,563件)以上	前年度の96%(20,023件)以上	前年度の95%(19,344件)以上	前年度の世帯数を踏まえて設定予定	・ 中国残留邦人等地域生活支援事業とは、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として行っている事業である。 ・ 高齢化する中国残留邦人等の多くは言葉の問題を抱えており、そうした方々の自立の支援につなげるため、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数を測定指標とする。 (出典)中国残留邦人等地域生活支援事業事業報告	年々、支援給付を受給する中国残留邦人等が減少していることを踏まえ、目標値は前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数／前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 目標値における「支援給付受給世帯数の増減率」は、前年度の支援給付受給世帯数／前々年度の支援給付受給世帯数×100%である。 (参考)令和元年度実績:21,096件		
						18,294	20,857	20,362	R6年11月頃公表予定					
11	中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立指導員派遣事業での指導員派遣実績数(件) (アウトプット)	-	-	前年度実績に支援給付受給世帯数の増減率を乗じた件数以上	毎年度	前年度の97%(1,254件)以上	前年度の96%(1,036件)以上	前年度の96%(1,103件)以上	前年度の95%(1,132件)以上	前年度の世帯数を踏まえて設定予定	・ 中国残留邦人等は、長期にわたり海外で生活していたために、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している。 ・ このため、日常生活の諸問題に関する相談に応じることが重要であり、中国残留邦人等の自立支援を行うため、自立指導員の指導員派遣実数を測定測定とする。 (出典)中国残留邦人等地域生活支援事業事業報告	年々、支援給付を受給する中国残留邦人等が減少していることを踏まえ、目標値は前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数／前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 目標値における「支援給付受給世帯数の増減率」は、前年度の支援給付受給世帯数／前々年度の支援給付受給世帯数×100%である。 (参考)令和元年度実績:1,292件		
						1,079	1,148	1,191	R6年11月頃公表予定					
達成手段4 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和6年度行政事業レビュー事業番号		
		予算額	予算額											
		執行額	執行額											
(13)	中国残留邦人等身元調査事業 (昭和48年度)	25百万円	25百万円	25百万円	-	中国現地で日中両国政府による共同調査を行い、日本人孤児と確認された方については、報道機関の協力を得て日本で孤児の情報を公開し、肉親情報のある方については肉親と思われる方との対面調査を実施し、早期の帰国促進を図る。							002765	
		11百万円	8百万円											
(14)	中国残留邦人等に対する帰国受入援護事業 (昭和48年度)	111百万円	112百万円	133百万円	-	日本へ永住帰国を希望する中国残留邦人等に対して永住帰国旅費や自立支度金を支給するほか、永住帰国を望まない方が墓参や親族訪問等を希望する場合は一時帰国旅費を支給する。							002766	
		81百万円	89百万円											
(15)	中国残留邦人等に対する定着自立支援事業 (昭和63年度)	428百万円	416百万円	438百万円	11	永住帰国直後の首都圏中国帰国者支援・交流センターでの入所研修に加え、全国7ブロックの中国帰国者支援・交流センターで社会的な自立を促すための交流事業や日本語学習等の定着自立支援を行っている。							002767	
		424百万円	414百万円											
(16)	保険料追納一時金事業 (平成19年度)	65百万円	65百万円	158百万円	-	特定中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けることを可能とするため、帰国前の期間を含めた国民年金の被保険者期間に対応する保険料相当額を「一時金」として支給する。							002768	
		60百万円	60百万円											
(17)	中国残留邦人等に対する支援給付事業 (平成20年度)	423百万円	416百万円	409百万円	10	中国残留邦人等の老後の生活の安定を図るため、中国語等が解せる支援・相談員の窓口への配置等を実施している。(支援給付金本体は、「中国残留邦人生活支援給付金」事業において、予算計上。)							002769	
		400百万円	407百万円											

達成目標5について														
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
12	履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合 (アウトカム)	－	－	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	・ 援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (出典):業務上取得した計数による。	・ 軍人軍属であった期間の年金通算や叙勲申請に伴う軍歴証明を迅速に行うため、履歴証明を受付後、概ね3ヶ月以内に処理した割合を測定し、毎年度100%を目標値とする。 (参考1) 令和元年度実績:100% (参考2) 令和5年度実績値100%は分母:令和5年度の受付件数(2,852件)、分子:受付後3ヶ月以内に処理した件数(2,852件)から算出したもの。		
						100%	100%	100%	100%					
13	恩給請求書を受付後1.25ヶ月以内に総務省に進達した割合 (アウトカム)	－	－	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	・ 援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな恩給請求書の内容確認を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (出典):業務上取得した計数による。	・ 受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、裁定庁である総務省への進達を迅速に行うことが重要である。 ・ 事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な事務処理が担保できると考える。 ・ なお、令和5年度までは受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合を100%とすることを目標に掲げていたが、毎年度目標値を達成したため、更なる迅速化を目指し、令和6年度より、受付後1.25月以内に進達した割合を100%とすることを目標としている。 (参考1) 令和元年度実績:100% (参考2) 令和5年度実績値100%は分母:令和5年度に総務省に進達した件数(9件)、分子:令和5年度に総務省に進達した件数のうち恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した件数(9件)から算出したもの。		
						100%	100%	100%	100%					
14	抑留中死亡者の特定候補者の選定を実施した数(件) (アウトプット)	－	－	147件	毎年度	－	－	－	－	147件	・ 抑留中死亡者に関する情報が不足する中、ロシア連邦政府等から取得した資料と国が整備保管する旧陸海軍人事関係等資料を的確に活用し、照合調査を充実させるという課題に対して、抑留中死亡者の特定候補者の選定を実施した数は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 ※特定候補者とは、ロシア連邦政府等から取得した資料に抑留中死亡者として名前の記載がある者のうち、身元が特定されていない者で、国が整備保管する旧陸海軍人事関係等資料による抑留中死亡者と情報の一致が確認でき、両者が同一人物である可能性が高い者をいう。 (出典):業務上取得した計数による。 (参考):厚生労働省推計の抑留中死亡者約55,000人(うち令和5年度末までに身元を特定した数40,966人) ※なお、旧ソ連地域及びモンゴル地域以外のその他地域(旧満州・北朝鮮・樺太等)における死亡者についても、上記取得資料が存在する場合は、身元の特定を進めており、令和5年度末までの特定者数は1,040人である。	・ 戦後75年以上を経過し、関係遺族の高齢化が進む状況を踏まえ、抑留中死亡者の早期特定に努める必要がある。 ・ 但し、特定に繋がるかどうかは、ロシア連邦政府等との外交上の調整をふまえた資料取得の状況にもよるため、日本政府において取組可能な特定候補者の選定を実施した数を目標とする。 (当該特定候補者を最終的な特定に繋げるためには、ロシア連邦政府等へ新たな資料の提供要請等を行う必要がある。) ・ 年々、ロシア連邦政府等から新たに取得する情報が減少していることを踏まえ、過去3年間の実績値の平均値を目標値とする。		
						185件	186件	125件	132件					
達成手段5		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和6年度行政事業レビュー事業番号		
		予算額	予算額											
		執行額	執行額											
(18)	戦没者叙勲等の進達等事業 (昭和38年度)	2百万円	2百万円	2百万円	－	戦没者叙勲等にかかる本人又は遺族等からの照会事項への対応、関係機関との連絡調整、都道府県から進達されるものについて、事務を旧軍関係調査事務等委託費の一部として都道府県に委託し、叙位及び叙勲の適切な事務処理を行う。						002772		
		1百万円	1百万円											
(19)	人事関係等資料整備事業 (平成3年度)	130百万円	131百万円	131百万円	12,14	・ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料について、日本語に翻訳しデータベース化するとともに、日本側資料との照合調査を行い、抑留中死亡者が特定できた場合には、遺族等へ資料の記載内容等をお知らせする。 ・整備保管する旧陸海軍人事関係等資料のデータベースを活用することで、軍歴証明等事務、恩給進達事務及び抑留者調査を円滑に実施でき、また、資料の経年劣化による損傷を防ぎ、永続的な利用が図られる。						002770		
		84百万円	88百万円											
(20)	旧軍人遺族等恩給進達事務事業 (平成3年度)	41百万円	41百万円	38百万円	13	旧陸海軍軍人軍属とその遺族から都道府県を通じて提出される各種恩給請求書の内容を、旧陸海軍人事関係等資料に係るデータベースを活用して迅速に審査し、裁定庁である総務省に進達する。また、都道府県に対し恩給進達事務に関する指導を行う。これらの取り組みが、恩給請求書の適切な進達につながっている。						002771		
		33百万円	34百万円											
施策の予算額(千円)		令和4年度				令和5年度				令和6年度		政策評価実施予定時期	令和6年度	
		11,106,889				10,600,841				9,815,394				
施策の執行額(千円)		9,942,129				9,735,756								
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称							年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明							令和4年2月25日		援護施策については、国の責務として、可能な限り多くの御遺骨を収集し、御遺族に早期にお渡しできるよう、全力を尽くします。また、慰霊事業に取り組むとともに、戦傷病者や戦没者遺族に対する年金や特別弔慰金等の支給、中国残留邦人等に対する支援策について、引き続き、きめ細かく実施します。			